

※この法令は廃止されています。

平成十一年法律第二百九十一号

独立行政法人水産大学校法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 役員及び職員（第六条～第十条）

第三章 業務等（第十二条・第十三条）

第四章 雑則（第十三条）

第五章 罰則（第十四条・第十五条）

附則 第一章 総則

（業務の範囲）

第一条 この法律は、独立行政法人水産大学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める

（目的）

第二条 この法律は、独立行政法人水産大学校（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人水産大学校とする。

第三条 独立行政法人水産大学校（以下「大学校」という。）は、水産に関する学理及び技術の教

授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。（中期目標管理法人）

第三条の二 大学校は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。
（事務所）

第四条 大学校は、主たる事務所を山口県に置く。

（資金）

第五条 大学校の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、大学校に追加して出資することができる。

3 大学校は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 大学校に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。

2 大学校に、役員として、理事一人を置くことができる。（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して大学校の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又は（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。
（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 大学校の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 大学校の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第一条 大学校は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。（積立金の処分）

第三章 業務等

（業務の範囲）

第一条 大学校は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する

金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 大学校は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十三条 大学校に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした大学校の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第三条 大学校の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、大学校の成立の日において、大学校の相当の職員となるものとする。

第四条 大学校の成立の日前において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、大学校の成立の日ににおいて児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第

一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、大学校の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、大学校の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。（大学校の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第四条 大学校の成立の際現に存する国家公務員（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、大学校の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、大学校の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、大学校の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)

第五条 大学校の成立の際、第十条に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、大学校の成立の時において大学校が承継する。

2 前項の規定により大学校が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物、船舶その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から大学校に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、大学校の成立の日在現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、大学校の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二十六日法律第八四号) 抄
(施行期日)
抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十三条の規定は、公布の日から施行する。
(職員の引継ぎ等)

第二条

2 この法律の施行の際現に独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれれの独立行政法人（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあつては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）の職員となるものとする。

第三条

物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人農業環境技術研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては国立研究開発法人森林総合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける。

2 労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

3 前項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究機構等との職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 则 （平成二〇年一二月二六日法律第九五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则

（平成二〇年六月一三日法律第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定
(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後の

それぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。